

司法福祉の連携

出張法律相談による支援事例

今回は、法テラスの出張法律相談について、すさみ町環境保健課の方の感想をご紹介します。本件は法テラスヘルプデスクでの相談から法テラスの利用に至ったものです。

Q 利用した経緯について教えてください。

A 金銭管理サービスの利用者が訪問販売で結んだ契約により、月々の生活費が圧迫されていました。消費者生活センターにも相談しましたが、**解約は難しいと言われていました。**

西牟婁振興局の担当者を通じて、法テラスヘルプデスクに相談すると、出張法律相談を利用できると助言いただいたので、利用に至りました。

Q 利用した感想をおきかせください。

A 本人は移動に困難を抱えている方でした。弁護士相談のために移送サービスを利用することも難しかったので、**自宅まで来て頂き相談できたのは、非常にありがたかったです。**



高田弁護士に聞く

法律ニュース

養育費の先取特権 法定養育費

令和8年から施行が見込まれている養育費の先取特権と法定養育費について、法テラスヘルプデスクの時間で高田弁護士にお伺いしました。

- これまで、養育費の不払いに関して強制執行の申立てを行うには、調停調書などの提出が求められていましたが、令和8年5月まで（改正後2年以内）は、当時者間の合意等を証明する文書があれば、裁判所に対して、強制執行を申立てることができるようになります。
- 当時者間で養育費について合意できない場合においても、令和8年5月までに、法定養育費の範囲内であれば、調停等を経ることなく、裁判所に対し、強制執行を申し立てることができるようになります。
- 以上から、調停に時間がかかっていたこれまでの状況から、養育費に関する紛争のスピード感がアップすることが期待されます。
- 法定養育費の具体的な金額については、今後、法務省令により示されます。

高田弁護士に聞く**法福連携** 紛争解決に大事な スピード感

出張法律相談を担当いただいた高田弁護士に、法福連携についてお伺いしました。

（高田弁護士）紛争解決にはスピード感が重要です。直接、和歌山市の事務所に来ることが難しい方は、出張相談や電話相談等を活用して、寄り添った法律相談を、行っていききたいと思います。

司法と福祉が連携すれば スムーズな支援ができる

適切な法律相談には、各関係者への聞き取りも重要です。**福祉関係機関等の支援者が間に入ってもらえれば、スムーズに状況を把握できるため、本人の権利を守るにつながります。**法テラスの法律相談を利用されたい場合、お近くの法テラス登録弁護士をご案内しますが、**法テラスヘルプデスクから、直接、常勤弁護士が対応することもありますので、本人の状況に応じて活用いただければと思います。**



協議中の高田弁護士（右）

督促状1枚からでも、ご相談ください！

アンケートのお願い

法テラスヘルプデスクについて、令和7年度の実施について、参考とするため下記のとおり実施いたします。これにより改善を図っていくため、アンケートにご協力ください。

対象者：
高齢者等を支援する福祉職の方等（県、市町職員、介護保険事業所職員等）**各福祉職員の方々が対象の「個人調査」**です。

調査方法：
QRコードでインターネットから回答いただきますようお願いいたします。所要時間は10～15分程度です。

集計期間：
和7年1月6日
～令和7年1月31日



開催情報

（開催日程）令和6年9月～令和7年3月
毎月最終週の木曜日
10時～12時

（対象の方）田辺市、みなべ町、白浜町
上富田町、すさみ町の支援者
（市町職員、介護保険事業者等）

（開催場所）西牟婁振興局2階（リモート）

（相談時間）1件あたり30分程度

（相談内容）債務整理、成年後見、相続等

※個人情報を除いてご相談ください

西牟婁振興局総務福祉課ホームページに記載のURLか、QRコードからお申込みください

